

CALLTREE サービス利用約款

合同会社ジックス（以下「甲」という）及び CALLTREE 利用ユーザー（以下「乙」という）は、CALLTREE サービス利用約款（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に提供する CALLTREE 及び附随するサービス（以下、「本件サービス」という）を乙が利用することに関して基本条件を規定し、乙はその利用料金を本契約別紙1（サービス利用条件表）の定めに従い甲に支払うものとする。

第2条（使用許諾）

甲は、日本国内に於ける本件サービスの非独占的・譲渡不能の使用権を乙に許諾するものとする。

第3条（条件及び個別契約）

①本件サービスの取引条件は本契約別紙1に定めのとおりとするが、本契約別紙1に定めのない事項（甲が提供するサービス名、数量、価格、納期、提供期間、支払方法、支払時期等を指すがこれに限らない）は、甲乙間で別途締結する個別契約（以下「個別契約」という）にて定めることとする。なお、個別契約は、乙が注文書により甲に申込み、これに対して甲が注文請書を発行することにより成立するものとする。

②前項の定めによらず、乙による注文書の発送後5営業日以内に甲より別段の意思表示なき限り、甲は個別契約が成立したものと見なすことができるものとする。

③本契約に定める条件と個別契約の条件が抵触する場合には、個別契約に定める条件が優先するものとする。

④個別契約で本件サービスの利用期間が定められていない場合、個別契約が成立した日が属する月の末日までの有効とし、甲又は乙からその相手方に対し個別契約を変更又は終了させる旨の書面による意思表示がないときは、個別契約は有効期限満了日の翌日から起算して更に1ヵ月間同一条件を以って更新継続するものとし、以後の有効期限満了時においても同様とする。

第4条（サポート）

①乙は、個別契約で定められた契約期間中、本件サービスの正常な稼働を維持する為の保守及び、甲及び甲の指定する者から本件サービスに関する使用方法、技術的疑問点、使用に関する障害の対処方法等を、電話若しくは電子メールでの問い合わせができるサービス（以下総称して「サポート」という）を受ける事ができるものとする。

②甲は、本件サービスの正常な稼働を維持する為の保守として、本件サービスに係るプログラム、ソフトウェア、サーバーその他本件サービス用施設に障害が生じた場合に、乙の要請等に基づき速やかにこれに対応する義務を負うものとする。なおこれらの障害を甲が先に確認した場合は、甲は乙にその旨を通知した上で速やかに必要な対応を行なうものとする。但し、障害の緊急度が高い場合等、甲が先に必要な対応を行なった方が良く判断した場合、通知が事後になる事がある事を乙はあらかじめ承諾する。

③前項の障害等により、乙が一時的に本件サービスを利用できない期間が生じたとしても、甲が当該障害等に対して必要な措置を行なう等、最大限の努力を行なった事をもってして、甲は何ら責任を負わないものとし、別紙1に定める本件サービスの利用料金の日割り計算は行なわないものとする。

④乙の端末、通信回線、ハードウェアその他乙の環境に起因する障害により乙が本件サービスを正常に利用できなくなった場合は保守対象外とし、この場合、乙は自己の責任及び費用をもってこれら障害を解決するものとする。

⑤保守対応は、原則として営業時間内に行なうものとするが、障害の重要度、緊急度が高いものと甲が判断した場合、甲は営業時間外であっても、保守対応を行なうものとする。

第5条（検収）

①乙は、甲から本件サービスの納入を受けた時は、遅延なくこれを検査し、数量の不足又は瑕疵があった場合には、納入後5日以

内に甲に通知するものとする。

②前項の期間を経過した場合は、乙は数量不足、瑕疵につき、甲に対して何ら請求する事ができないものとする。

第6条（所有権及び危険負担）

①本件サービスが有形物の場合、甲から乙に本件サービスが納入された時に、危険負担は乙に移転するものとする。

②本件サービスが有形物の場合、甲から乙に本件サービスが納入された時に、本件サービスの所有件は乙に移転するものとする。

第7条（瑕疵担保責任）

甲は、乙が本契約第5条に基づき、通常に検収を行なっても発見する事ができない瑕疵があった時は、本件サービスが有形物の場合のみ納入日から起算して、6ヶ月は瑕疵担保責任を負うものとする。

第8条（乙の設備等の準備及び責任）

①乙は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに附随して必要となる全ての、機器の準備及び回線利用契約の継続、インターネット接続サービスへの加入、その他、本件サービスを利用する為に必要な準備を、自己の費用と責任において行なうものとする。

②乙は、本件サービスの提供に支障を与えない為に、乙が所有する端末設備を正常に稼動するように維持するものとする。

③本件サービスの利用中に乙が本件サービスに異常を発見した時、乙は乙自身の設備等に故障がない事を確認の上、甲に修理又は復旧の旨を請求するものとする。

④乙は本件サービス利用に際して、甲が推奨する自動計算及びそれに附随するソフトウェアの容量やバージョン等、本件サービスが正常に利用できる環境を用意及び維持するものとする。

⑤本件サービスを利用する事により、乙と第三者との取引から生じる債権、債務、責任及び一切の紛争は乙が全ての責任を負うものとする。

⑥乙は、本件サービスを使用して受信又は送信する情報については、本件サービス用設備の故障による消失を防止する為の措置をするように努めるものとする。

第9条（第三者への提供）

乙は、本件サービスの全部又は一部を第三者に本件サービスを販売及び利用（以下総称して「第三者利用」という）させる事はできないものとする。

第10条（権利の帰属）

本件サービスにかかる本契約第6条2項以外の所有権、知的財産権（特許、実用新案等を受ける権利を含む）、著作権（著作権法第27条及び同法第28条に定める権利を含む）及びその他一切の権利は、全て甲に帰属するものとする。

第11条（禁止事項）

乙は以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

①甲、第三者若しくは甲の著作権等知的財産権及びその他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為

②公序良俗及び諸法令に反する行為若しくはその恐れのある行為、又は公序良俗に反する情報を甲若しくは第三者に提供する行為

③本件サービスの運営を妨げ信用を毀損する行為

④ライセンスやパスワードを不正に使用する行為

⑤コンピューターウイルス等有害なプログラムを本件サービスを通じて、また本件サービスに関して使用し、若しくは提供する行為法令等に違反する、又は違反する恐れのある行為

⑥本件サービスのソースコード改変、リバース、エンジニア、逆コンパイル、又は逆アンサンプルを行なうこと

⑦本件サービス全て又は一部を利用した派生製品の作成若しくはそのための作業を行なうこと

⑧本件サービス全ての若しくは一部の複製を配布すること

⑨本件サービスの知的財産（知的創作物、営業上の標識、それ以外の営業上・技術上のノウハウなど有用な情報を指すがこれに限定されない）に関する表示又はラベルを削除すること

⑩その他、甲が不適切と判断する行為

⑪甲の信用、名誉又は甲との信頼を毀損させる行為

甲は、乙が前項各号に抵触した場合若しくは抵触したと疑義があると判断した場合、乙に対して何らかの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除する事ができるものとする。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、予め相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第13条（提供中止及び利用停止）

①甲は、次の各号の場合、本件サービスの提供を中止する事ができるものとする

1) 甲の本件サービス用設備を含む各種システムの保守を定期的に若しくは緊急に行なう場合

2) 甲の本件サービス用設備の保守上又は工事をやむ得ない場合

3) 本件サービスの運営上または技術上の理由でやむ得ない場合

4) 天災、事変、その他非常事態が発生し、若しくは発生する恐れがある場合

5) 甲が設備する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合

6) 甲が本件サービス運用の全部又は一部を中止する事が望ましいと判断した場合

7) 乙の本件サービス利用の承認が取り消され、又は一時停止された場合若しくは事由の如何を問わず本件サービスの利用契約が解除、解約された場合

②甲は前項に基づく本件サービスの提供中止によって、乙及び第三者に生じた損害につき一切責任を負わないものとする。

③甲は、本条第1項の規定により本件サービスの提供を中止する時は、できる限り事前にその旨を乙に通知するものとする。但し、緊急をやむ得ない場合は、この限りではない。

④甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し何らの催告を要する事なく直ちに本契約本件サービスの利用を一部若しくは全部利用停止する事ができるものとする。

1) 本条第1項1号、3号、5号に該当する事由が発生した場合

2) その他、本契約に違反した場合

⑤甲は前項に基づく本件サービスの利用停止によって、乙及び第三者に生じた損害につき一切責任を負わないものとする。

第14条（解約）

甲及び乙は、相手方に対し1ヵ月前までに書面により通知する事により本契約の全部又は一部を解約する事ができる。

第15条（解除）

①甲又は乙は、相手方が以下各号の事由の一でも該当する時は、相手方に対し何らの催告を要する事なく直ちに本契約の全部又は一部を解除する事ができるものとする。

1) 相手方が本契約及び本契約に附随して決めた約定事項に違反したとき

2) 相手方に対するきょう詐術及び社会的信用を著しく毀損したり、損害を与えた場合、又はその恐れがあるとき

3) 甲又は乙の行為等が公序良俗又は法令等に違反したとき

4) 本契約の審査にあたって、乙が事実と反した内容の申告をした時、若しくは甲が誤認するに足る原因が乙にある事が判明したとき

- 5) 乙が甲の承諾を得ない第三者に本件サービスを提供したとき
 - 6) 動産、不動産、債権その他一切の財産につき仮差押え、仮処分、差押え、競売、租税滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
 - 7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生又は特別精算開始の申立てがあったとき
 - 8) 手形、小切手につき不渡り出し若しくは手形交換所の取引停止処分を受け若しくは支払停止又は支払不能に陥ったとき
 - 9) 資本の減少、解散若しくは営業の全部又は重要な営業活動の廃止、休止又は変更を決議したとき
 - 10) 監督官庁等の関係官庁から営業の許可取消又は停止処分を受けたとき
 - 11) 資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - 12) その他本契約を継続し難いと認められる相当の事由があるとき
- ②本条第1項に基づく本契約の解除により解除を行なった当事者が損害をとどこ蒙った時は、相手方はその損害を賠償する責めを負うものとする
- ③本契約が解除された場合、甲は本契約が解除される日をもって乙に対する本件サービスの提供を終了するものとする

第16条（期限の利益喪失）

乙に第15条第1項各号の一にでも該当する事由が生じたときは、乙は甲から何等の通知催告がなくても当然に期限の利益を喪失し、甲に対する一切の責務を即時支払うものとする。

第17条（データの保管、保持期限）

甲は、本件サービスを使用する為に乙が登録したデータは契約期間の満了又は契約の解約及び解除により本件サービスの利用が終了する日から最大6ヶ月保管、保持するものとする。但し天災等甲の責に起因しない事由による場合はこの限りではない。

第18条（変更）

- ①甲が本契約および付随契約の各条項を変更しようとするときは、乙に対しその旨を書面により通知するものとする。
- ②前項の通知が、乙に到達した時から10日以内に乙から該当変更に関する旨の書面が甲に到達しないとき、前項の通知通り当該条項が変更されたものとする。
- ③前項の期間内に乙から該当変更に関する旨の書面が甲に到達したときは、甲及び乙は当該変更の可否について協議を行い処理解決するものとする。

第19条（住所等の変更通知）

- ①甲及び乙は、次の各号の何らかに該当するときは、相手方に対し予め又はその内容により事後直ちに書面により通知するものとする。
 - 1) 住所又は所在地、商号、を変更しようとするとき
 - 2) 第15条第1項各号の一に該当するとき
 - 3) 他の会社との合併を行うとき
 - 4) その他、経営に関する重要な変更を行い又は本件サービスの利用に影響を及ぼす変更等があったとき
- ②甲及び乙が前項第1号に記載する変更の通知を怠ったときは、相手方が本契約の署名に記載されている住所宛てに送付した書面等はすべて通常その到達すべき時に甲及び乙に到着したものとみなす。

第20条（個人情報及び顧客情報管理）

個人情報及び顧客情報管理

- ①本契約において、個人情報及び顧客情報とは、次の各号に定めるところによるものとする。

- 1) 個人情報

甲が事業活動を行う過程で取得し、保有する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記

述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいうものとする。

2) 顧客情報

個人情報のうち、乙の顧客に係る情報をいう。この場合において、顧客とは、乙の直接の顧客の他、本件サービスの利用に際して乙が保有、保持している者を含むものとし、現に顧客である者の他、過去において顧客であった者及び今後顧客になり得る者（いわゆる見込み客）を含むものとする。

②甲は、代理店契約に定める事業者からの指示、要請があった場合、又は適切な営業活動の管理を目的として必要と判断した場合に限り、個人情報、顧客情報および本件サービスに保管された登録データ閲覧、操作できるものとする。

③甲は、個人情報及び顧客情報について、その漏洩、滅失又はき損（以下「漏洩等」という）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という）を講ずるものとする。

④甲は、個人情報及び顧客情報を取り扱う業務に従事する社員等（派遣社員を含む）は、個人情報保護法の規定、刑法第 134 条その他関連規定及び個人情報の種別に応じ分野ごとに定められたガイドライン等並びに本規定その他の関連規定・通達等（以下これらを総称して「個人情報保護に関する法令・通達等」という）を遵守し、個人情報及び、顧客情報を適正に取り扱うものとする。

⑤甲は、個人情報及び顧客情報を取り扱う業務に従事する社員等は、その業務に関して知り得た個人情報及び顧客情報の内容をみだりに他人に開示若しくは漏洩し、又は、不当な目的に使用してはならないものとする。その職を退いた後においても同様とする。

⑥甲は、個人情報及び顧客情報は、あらかじめ本人（通信の秘密にあたっては、通信当事者）の同意を得た場合又は個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、第三者に提供しないものとする。

⑦甲は、前項の規定にかかわらず、個人情報保護法第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って行う場合には、個人情報を第三者に提供できるものとする。

⑧甲は、個人情報及び顧客情報が漏洩等しないよう安全管理装置を講ずることをしますが、万一、漏洩等があった場合、乙、乙の顧客及び第三者が蒙った損害については一切の責任を負わないものとする。

第 21 条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手の秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないようにするものとする。

第 22 条（損害賠償）

①甲は、本契約に明示的に定める場合を除き、理由の如何に問わず、乙及び乙の顧客に生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく乙の損害その他の損害について一切責任を負わないものとする。但し、本契約書中における責任等の制限、免責その他の条項が管轄地の裁判所によって無効と判断され、損失・損害について甲が責任を負うことになった場合、それが合法的に責任制限を加えることが可能な損害であれば、その性質を問わず、甲の責任は当該サービスについての過去 2 ヶ月の利用価格の合計金額を限度として賠償するものとする。

②甲は、本件サービスを提供するに必要な電気通信事業者の責に帰すべき事由により、乙に障害が生じた場合、甲は、係る事由により当該電気通信事業から甲が受領した当該事案に関する損害賠償額を制限として係わる損害賠償請求に応じるものとする。

第 23 条（免責）

①甲は、次の各号に定める事由により乙に対し損害が発生したとしても、一切の賠償及び保障の責任を負わないものとする。

1) 天変地異、騒乱、暴動等の不可抗力

2) 乙が管理する端末装置、通信回線、その他甲が本件サービスを利用するための設備の障害

3) 本件サービスとは無関係のソフトウェア、アプリケーション、データベース、システム、ハードウェア等に起因する障害

4) 乙の責任によるコンピューターウイルスに起因する障害

5) 甲の善良なる管理者の注意をもってしても防御しえない本件サービス用設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受

6) 乙による誤操作及び不正操作

7) 甲が管理しない設備による障害

②甲は本件サービスを原状で提供し、本サービスに関し、明示的または黙示的に拘わらず、商品性及び特定の目的への適合性の保障を含め明示的または黙示的な一切の保障をしない。

③甲は、本件サービスの使用又は性能に関して、何ら保障はしない。甲は本件サービスの補修若しくは交換を行う場合があるが、その方法は甲の裁量によるものとする。

④甲は、本件サービスの品質及び機能の確保のため最大限の努力をするが、法的な保障をするものではない。

⑤乙は、個々の事業所及び個人に対するすべてのアクセス ID・暗証番号を自らの責任の下に管理、保管、使用するものとする。

⑥甲は、乙から ID・暗証番号の紛失及びセキュリティに関する問題発生の報告を受けた場合、本件サービスの使用停止又はアクセス制限を行うことができるものとする。

⑦甲は、本件サービス内容及び、乙が本件サービスを通じて得る情報（乙が電話する際の氏名、電話番号、住所、架電後の集計結果の情報等だがこれに限らない）等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保障もしない。

⑧その他甲の責に帰すべからざる事由

第 24 条（遅延損害金）

乙が甲に対して本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙は支払期限から完済まで年利 6.0%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

第 25 条（契約の有効期限）

本契約は、締結日より 1 年間まで有効とする。但し、有効期限満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙からその相手方に対し本契約を変更又は終了させる旨の書面により意思表示がないときは、本契約は有効期限満了日の翌日から起算して更に 1 年間同一条件をもって更新継続するものとし、以後の有効期限満了時においても同様とする。

第 26 条（付属協定等の終了）

本契約が解約、解除又は有効期限満了により終了したときは、本契約に基づき締結した契約及び付随して取決めた協定書、覚書、約定書等は何らの手続きを要することなく当然に終了するものとする。

第 27 条（準拠法・合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約から生じる一切の紛争については、その訴額に応じて、甲の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 28 条（支払代金の相殺）

本契約により甲は乙から徴収できる金銭債務があるときは、甲は乙への支払い代金と相殺することができる。この場合において、相殺を行っても甲が乙から徴収できる金銭債権に残額があるときは、乙はその残額を甲からの請求により支払うものとする。

以上、CALLTREE 申込書を甲に提出にて、本契約の成立とする。

東京都新宿区大久保 2-10-2 山崎ビル 3F

合同会社ジックス

代表 太田陽平